

第3回 幼児期までのこどもの育ち部会	資料6
令和6年6月26日	

幼児期までのこどもの育ち部会(第3回)

発表資料

2023/06/26

NPO法人Social Change Agency

社会福祉士

横山北斗

1.本発表の立ち位置

昨年の「就学前のこどもの育ちに係る基本的な指針」に関する有識者懇談会報告で示された論点整理における、**考え方の柱:身体・心・社会(環境)の3つの視点を一体的に/安心と挑戦の循環(愛着が鍵)/こどもまんなかチャートの視点を踏まえ、検討事項の論点案における「心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策、こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人へ真に届く方策」**に関して言及いたします。

「幼児期までのこどもの育ち部会」における具体的検討事項

基本的な指針の対象となる主たる範囲と検討における留意点

- ▷ こどもの誕生前から幼児期までを切れ目なく対象。
- ▷ 妊娠以前や、小学校就学以降の育ちとの接続に留意。
- ▷ 名称も、こどもの育ちに着目したものとすることに留意。
- ▷ 大切な理念として目指したい姿や共有したい考え方について示す。なお、恒常的な指針を目指す、必要に応じて見直しも想定。
- ▷ こども大綱（今後5年間をメドに、学童期以降も含めより広くこども施策に関する基本的方針や重要事項等を定める）との連携に留意。

検討事項の論点案

1. 社会全体の意識転換を主導する基本的な指針の策定に向けた検討

- ▷ 論点整理の考え方の柱も踏まえ、育ちの時期ごとに「こどもまんなかチャートも参考に「誰と何を共有したいか」の具体化が必要。
- ▷ 心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策、こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人へ真に届く方策にも留意。
- ▷ こども大綱の検討と連携し、こども施策を総合的に整理し、基本的な指針の考え方と連動させていくことが必要。

2. 基本的な指針で示す理念や考え方を具体的に実現するための方策の検討

- ▷ 基本的な指針で示した内容を、絵本や外遊びといった具体的なこどもの活動内容に落とし込むなど、家庭・地域・各幼児教育・保育施設において、こどもの日々の育ちを支えるための手がかりを示す方策が必要。
- ▷ 保育所、認定こども園、幼稚園や保育士等の養成施設等に基本的な指針で示した内容をいち早く伝え、実践につなげるための方策が必要。

2. 社会保障制度＝心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策のひとつ

- 虐待や保護者間のDV、貧困などによる幼少期の逆境体験は、その後の人生に大きな傷跡を残す
 - 18歳以前での家庭内での逆境体験(虐待・家庭の機能不全)の生涯にわたる長期的な心身の健康への悪影響が確認されてきている(Felitti et al., 1998; Hughes et al., 2017; Wadman et al., 2019 etc.)
- 就学前のこども・家庭の変化に気づき、人生の早期に適切な助けや支えを得られるかは、こどものその後の人生において非常に重要な意味を持つ
- **公的な助けや支えの仕組みとして、社会保障制度がある**
- 支援制度やサービスの利用は権利であり、大変な状況にある人のみ”が利用するものでは決してない
 - 憲法25条の生存権保障を実現するために整備されたのが社会保障制度。
- 心身・社会的状況にかかわらず、**各種社会保障制度を必要時に利用できる「環境」整備を行うことは、幼児期までのこどもの育ちを支える上で肝要である。**

3. 社会保障制度の利用に至るまでのハードル

各種制度・サービスの利用割合・認知度の問題

必要としている人が必要なタイミングで利用できなければ、支援制度は意味をなさない。

”支援制度の利用状況について、**収入の水準がもっとも低い世帯でも、「就学援助」や「児童扶養手当」の利用割合は5割前後**であり、「生活保護」、「生活困窮者の自立支援相談窓口」、「母子家庭等就業・自立支援センター」の**利用割合は1割未満と低い**”

”利用していない理由について「就学援助」、「生活困窮者の自立支援相談窓口」、「母子家庭等就業・自立支援センター」に関しては、**「利用したいが、今までこの支援制度を知らなかったから」と「利用したいが、手続きがわからなかったり、利用しにくいから」**を合わせた回答が全体で約**1割**になっている”

出典)令和3年 子供の生活状況調査の分析報告書(内閣府)

3. 社会保障制度の利用に至るまでのハードル

制度利用を阻むハードルへの対策をあらゆる施策において考慮する必要がある

ダブルワークや家族のケアなど多忙で、調べたり、相談や申請に行く時間が取れない



制度の存在を知らない/
探すことが難しい



申請を伴走支援する
資源の乏しさ/認知不足

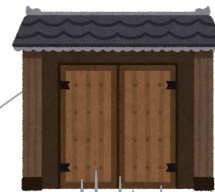


制度利用に対する
スティグマ

申請に必要な書類を
揃えることが難しい



申請窓口などの不適切な対応
(説明不足、誤った説明、尊厳を傷つけるような対応、生活保護における水際作戦など)



制度の内容(受給要件など)の
理解が難しい



自分の状況をうまく
説明することが難しい



申請書類を記入する
ことが難しい



4. 社会保障制度の利用に至るまでのハードルを無くすためのポイント

国、自治体、NPO、市民等、各々の立場でできることがある

ポイント	施策例
情報の入手	<ul style="list-style-type: none"> ・わかりやすい政府自治体ポータルサイトやナビゲーションシステムの作成 <p>国民目線で生活場面に即して整理した情報を平易な言葉で掲載し、国の制度やその情報に誰もがアクセスできるようにするサイト、自身が利用できる制度の理解を助けるナビゲーション機能の実装が必要。</p> <p>※イギリスには GOV.UK という政府ポータルがある</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治体のプッシュ型行政サービスの実施 <p>自ら調べなくとも、個々の状況にあった利用可能な制度・支援・サービスの情報を居住している自治体が知らせてくれる</p> <p>※千葉市は2020年1月より「あなたが使える制度お知らせサービス」開始。実証実験段階で33制度において、LINEを活用しオンラインでのプッシュ通知を実施。</p> <p>※現物(サービス)給付、医学的診断が要件となっている制度給付(例えば、病気や障害によって急に必要となった生活支援サービス)は、行政が医療機関のカルテやレセプトへアクセスができないと即時性のあるプッシュ型通知は受けられない等、プッシュ型支援にも限界がある。</p>
申請手続き	<ul style="list-style-type: none"> ・申請方法の多様化・簡素化 例:オンラインでの申請 / 病院などで申請ができる / 口頭、書面等による申請が受理された後に必要書類を提出
申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ相談の実施、福祉関連部署における専門職の採用 人数の増員
情報が届きづらい人との接触機会	<ul style="list-style-type: none"> ・オンライン/オフラインのアウトリーチの実施/ 行政等によるアウトリーチの強化(法令、ガイドラインの策定等)
申請を伴走支援する仕組み	<ul style="list-style-type: none"> ・上記施策等をもってしても制度の申請が難しい方をサポートする人的な支援の仕組みの構築 ・自治体による、民間のNPOや弁護士団体などの伴走支援団体の積極的広報
スティグマの軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・制度利用に伴うスティグマの軽減やそれぞれの制度の利用を促すための啓発や名称自体の変更など

4. 社会保障制度の利用に至るまでのハードルを無くすためのポイント

以下①-④時期において、**こども・家庭に関わる機会(タッチポイント)の多い人・場所・組織(例:病院、保健所・保健センター、保育園等)を洗い出し、利用可能性のある制度を伝え漏らさない繋ぎ漏らさないことも重要**

【指針の具体的事項の整理方針】

こどもにとってどんな時期に何が大切なのかを考えやすくする観点から、

- ① 妊娠期
- ② 乳児期
- ③ 概ね1歳～3歳
- ④ 概ね3歳～幼児期の終わり

ごとにわけて整理し、このような整理の中で生まれる前から幼児期の終わりまでの過程を通じて切れ目なくこどもの育ちを保障するための具体的な考え方を学童期、思春期、青年期、こどもと日常的には関わる機会がない人含む社会全体すべての人で共有。あわせてこれらが小学生以降の育ちにどのようにつながっていくのかの考え方も共有。



5.提案①)こどもまんなか応援サポーター”キャラバン”

- 「心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策、こどもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人へ真に届く方策」として、現行の「こどもまんなか応援サポーター」の範囲を広げた「こどもまんなか応援サポーター”キャラバン”」を提案します
- 内容: 指針等で伝えたいこと、こどもの育ちを支える各種社会保障制度等についての講習会を行う
 - 類似の取り組みに認知症サポーター/キャラバンメイトがある。(認知症サポーターは 1400万人/ミャラバンメイトは17万人)
 - こどもまんなか応援サポーターブック (アプリ、ウェブサイト)等を作成しても良いのではないか。
- 想定される効果: 支援制度やサービス、相談窓口に関する知識を多くの人を持つことで、自分やその家族のみならず、身近なこども・家庭に「こんな制度、サービスがあるよ」と声をかけやすくなる。(公助へのアクセスを支える共助)
それは結果として、こどもの育ちを阻害するさまざまな困難の軽減・解決に寄与する社会の網の目を細かくすることになるのではないか。

6.提案②)未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究の活用と拡張

- 「未就園」状態以外に、どのような生活困難等の可能性の示すシグナルがあるかを整理することで、当該状態にあるこども・家庭の発見、アウトリーチ、関係構築、適切な支援制度やサービスへの接続を支える施策実施の幅が広がると考えます。
 - こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

7.まとめ

検討事項の論点案における「心身・社会的状況にかかわらずひとしく保障する方策、子どもと日常的には関わる機会がない人も含むすべての人へ真に届く方策」に関して、以下の通り述べさせていただきました

1. 前提) **各種社会保障制度を必要時に利用できる「環境」整備の徹底**は、幼児期までの子どもの育ちを支える上で肝要である
2. 提案①) ポピュレーションアプローチとしての **子どもまんなか応援サポーター**
”キャラバン”
3. 提案②) ハイリスクアプローチとしての **未就園児等の把握、支援のためのアウトリーチの在り方に関する調査研究の活用と拡張**